12 スマート シティ
観光

１　ＭＩＣＥ推進施策の強化

（提案要求先　観光庁）
（都所管局　産業労働局）

（１）国の 17 の戦略分野の推進に当たり、産業政策としてＭＩＣＥを活用することを「日本成長戦略」等に具体的に位置付け、国としてＭＩＣＥ施策を総合的に進めること。

（２）ＭＩＣＥ誘致に向けて、国が主体となり、大規模ＭＩＣＥ施設や関連インフラ等のハード整備を含めた取組を積極的に推進すること。

（３）国として省庁間及び自治体との連携を強化し、ＭＩＣＥ誘致に積極的に取り組むこと。

（４）大学等での国際会議等の誘致活動を適正に評価する仕組みの導入を関係府省庁に働き掛けること。

（５）ユニークベニューの活用促進によるＭＩＣＥ誘致の国際競争力や都市ブランド力の向上を図ること。

＜現状・課題＞

都では、令和５年１月に策定した「東京都ＭＩＣＥ誘致戦略 2023」に基づき、ＭＩＣＥ誘致を展開している。

ＭＩＣＥの誘致は主催団体の本部が集積する欧米が地理的に優位である一方、アジアでの誘致競争が激化しており、シンガポールやソウルなどの競合都市においては情報発信など積極的な取組を行うほか、成長戦略や産業政策の一環としてＭＩＣＥ誘致を進め、政府主導で大規模ＭＩＣＥ施設の整備・拡張等の施策を強力に推進している。

海外都市との誘致競争を勝ち抜き、国内でのＭＩＣＥ開催を増やしていくためには国を中心として開催都市などとの連携を更に深め、海外都市の動向などを把握し、ＭＩＣＥ開催における需要への的確な対応などにより国際競争力を一層強化することが重要である。

これに加え、国内産業の更なる成長を促進するためには、国を挙げた戦略的なＭＩＣＥ活用の取組を推進していくことが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１)海外では国の成長戦略としてＭＩＣＥを強力に誘致している現状を踏まえ、

日本成長戦略における17の戦略分野の推進に当たっては、様々なリスクを最小化する危機管理投資や、イノベーションの創出を通じた成長投資などを一層促進するための産業政策としてＭＩＣＥを戦略的に活用することを「日本成長戦略」等に具体的に位置付け、国としてＭＩＣＥ施策を総合的に進めること。

（２）日本の国際競争力を更に高めるため、ＭＩＣＥ誘致に向けたプロモーションや人材育成の取組、誘致活動や開催経費に対する助成等に加え、国が主体となって大規模ＭＩＣＥ施設や関連インフラ等のハード整備を含めた取組を積極的に推進すること。

（３）専門分野の知見や地域の特性を活かしたＭＩＣＥ誘致を効果的に進めるため、国として省庁間及び自治体との連携を強化するなどにより、ＭＩＣＥ誘致に積極的に取り組むこと。

（４）ＭＩＣＥ誘致を推進するための基盤強化に向け、大学の教員等が行う国際会議等の誘致活動に対する適正な評価を行う仕組みの導入を関係府省庁へ働き掛けること。

（５）ユニークベニューは、開催都市の魅力を効果的にＰＲできる点において重要であるため、国内各地域が連携して活用促進に向けた取組を進められるよう、関係府省庁への働き掛けを行うなど、ＭＩＣＥ誘致の国際競争力や都市のブランド力の向上につなげていくこと。

２　観光産業の持続的な成長に向けた取組の充実

（提案要求先　観光庁）
（都所管局　産業労働局）

（１）外国人旅行者等の多様なニーズに対応できる環境整備を推進するとともに、観光産業が持続的に成長していけるよう、観光を担う事業者の収益力向上や人手不足解消に向けた取組への支援を一層推進すること。
（２）インバウンド需要の一層の拡大に向け、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。
（３）旅行者にも住民にも快適な観光を推進する自治体等の取組への積極的な支援などを強化すること。

＜現状・課題＞

令和７年の訪日外国人旅行者は 4,200 万人を突破し、インバウンド需要は活況が続いている。その旅行消費額も 9.5 兆円と過去最高になり、日本経済の発展を支える重要な成長産業である。

国際競争力を高め、世界の観光需要を更に取り込んでいくためには、旅行者の多様な文化・習慣に配慮した環境整備等を着実に進めるとともに、観光を担う事業者の収益力向上やＤＸの推進等による人手不足の解消を強力に後押しする必要がある。

加えて、訪日意欲を喚起するための国を挙げたプロモーションを行うことも有効である。

一方で、旅行者の増加に伴い、一部の地域では、混雑や騒音、ごみのポイ捨て等のマナー違反などの影響が出ており、旅行者にも住民にも快適な観光を推進する取組の強化が必要となっている。

また、共生社会の実現に向けて、誰もが旅を楽しめるための環境づくりも欠かせない。

こうした取組により、観光産業の持続的な成長につなげていくことが求められる。

＜具体的要求内容＞

（１）外国人旅行者等の多様なニーズに対応できる環境整備を推進するとともに、観光産業が持続的に成長していけるよう、観光を担う事業者への支援を一層推進すること。
　①　食事や生活上の習慣に一定の要件がある外国人旅行者のニーズにきめ細かく対応するため、外国人旅行者が多く集まる空港や鉄道ターミナル、

観光施設などの運営者等に対し、異なる文化・習慣に関する普及啓発を図るとともに、外国人の多様な文化・習慣に配慮した環境整備に向けた支援の充実を図ること。

② 障害者や高齢者等も快適に楽しめるアクセシブル・ツーリズムの一層の普及に向けた取組を実施すること。

③ 商品・サービスの高付加価値化等による観光関連事業者の収益力・生産性の向上の取組を引き続き支援するとともに、ＤＸの推進等を通じた人手不足の解消を後押しすること。

（２）各国では海外旅行に関心が高い層に対する観光プロモーションが積極的に展開されている状況を踏まえ、インバウンド需要の一層の拡大に向けて、国を挙げて訪日意欲を喚起するためのプロモーションを集中的に実施すること。

（３）外国人旅行者向けの観光マナー啓発のほか、自治体等による混雑緩和やごみのポイ捨て対策など、旅行者にも住民にも快適な観光を推進する取組への積極的な支援などを一層強化すること。

3　民泊制度の適正化

（提案要求先　厚生労働省・国土交通省・観光庁）
（都所管局　産業労働局・都市整備局・保健医療局・住宅政策本部）

（１）無許可・無届民泊の違法行為を特定するに当たり、予約サイト等により宿泊客を募集する行為を確認できれば指導等を行えるよう、法令等を見直すこと。また、違法な海外予約サイト等の実態調査を行うとともに、海外当局と連携しアクセス抑止等の対応を検討すること。

（２）生活環境の悪化を防止するため、管理者の常駐を義務付けるなど、自治体が地域の実情に合わせて条例を制定できるよう、法令等の見直しを図ること。

（３）いわゆる「マンション一室ホテル」など新たな課題への方策を検討すること。あわせて、旅館業法に基づく営業許可を更新制にするとともに、住宅宿泊事業法に基づく事業の実施を、届出制から更新を伴う許可制に改めること。また、罰則や両法の在り方を含め、国において抜本的な対策を検討すること。

＜現状・課題＞

民泊については、各自治体において対応の強化に取り組んでいるが、依然としてごみ出しや騒音等に関する住民からの苦情が多く寄せられており、生活環境への影響が課題となっている。一方で、比較的低廉な宿泊料金により多様な宿泊ニーズに対応するなど、観光振興において一定の役割を果たしており、住民生活との共存を図っていく必要がある。

現在、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）に基づく許可を受けていない又は住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）に基づく届出を行っていないなどのいわゆる無許可･無届民泊の把握に膨大な時間と労力がかかっている。こうした事業者は、海外違法サイトで募集を行っていることが多く、把握が困難である。

また、住宅宿泊仲介業者は、ウェブサイトへの掲載依頼を受けた物件について、届出や許可の有無を個別に確認しているが、こうした確認を適切に行わず、無許可・無届の物件の掲載を漫然と繰り返すケースも散見される。一方、物件数が急増する中、旅行業者における専任の管理者といった仕組みを持たない住宅宿泊仲

介業者による確認には限界があり、多くの物件の届出や許可の有無を迅速かつ確実に確認できる新たな仕組みの構築が急務となっている。自治体が住宅宿泊仲介業者のウェブサイトに無許可・無届の物件の掲載を確認した場合、自治体から観光庁に依頼し、観光庁が住宅宿泊仲介業者にウェブサイトからの削除を指導している。しかし、自治体が無許可・無届の物件に是正指導を行おうとした場合、ウェブサイトで得られる情報が限定的で、物件の正確な所在地並びに運営している事業者の名称及び連絡先を把握できず、速やかな指導が困難な場合がある。

加えて、外国人旅行者に対し、届出や許可の無い違法な物件を利用しないよう多言語での注意喚起が十分に行われていないため、外国人旅行者は所定の衛生要件等を満たさない無許可・無届の物件を知らずに利用しているおそれがある。

こうした中、無許可・無届営業を行った事業者に対する罰則が弱く、指導を受けた事業者が住宅宿泊事業法の届出をして営業を続ける事例も散見される。

自治体は国のガイドラインに沿って対応しているが、条例で規制できる内容が「区域及び期間」に限られることから、地域の実情に合った運用が行いづらい状況にある。また、両法の対象施設では、管理者等が常駐していない施設が多いこともあり、事業者や委託を受けた住宅宿泊管理業者が適切な管理を怠ったり、ごみ出しや騒音などの迷惑行為が発生した場合に迅速な対応ができないケースが多発するなど、現行制度の管理体制は多くの課題を抱えている。さらに、現状の届出事項では国籍や在留資格等がないこともあり、海外拠点事業者への連絡や事業実態の把握がしづらく、自治体の負担が大きい。

一方で、各自治体の多大な事務負担に対する登録手数料を徴収することは可能であるが、現時点では、住宅宿泊事業法において徴収している自治体は全国的にない。

そのほか、個人が管理者として登録する場合、講習の受講のみでも可能となったことから、管理の質が低下したり、個人の事業者自らが管理者として登録し、適切な管理を怠るケースが発生しているほか、簡易な業務を残し、ほぼすべての管理業務を再委託している業者も存在している。

また、宿泊実績の把握に当たり、観光庁からの宿泊日数のデータと事業者の報告が異なる場合があり、正確な把握が困難であるなど、民泊制度運営システムやその運用については、改善すべき様々な点がある。

加えて、管理が不適切な事業者に対する業務停止命令等の処分の適用条件が曖昧であり、的確な指導や処分が行いづらい状況にある。

これらの状況に加え、民泊等を目的としてマンションなどの物件を購入し、住民を退去させるために正当事由のない賃料の値上げやエレベータの停止等の実力行使を伴った悪質な事例も発生している。

また、マンションの一室において、住宅宿泊事業法に基づく民泊ではなく、ホテルとして旅館業法の許可を取得し営業する、いわゆる「マンション一室ホテル」が増加している。同一フロア内で一般住宅と混在し、通年での営業が可能であることから、生活環境面へ与える影響も大きい。

こうした様々な課題がある中で、住宅宿泊事業法は届出制であり、管理面の措置が十分ではなくても、形式的な要件を満たしていれば、自治体は届出を受理せざるを得ない。また、両法ともに更新の仕組みがなく、不適切な事業者であって

も事業を継続できてしまう。
　今後も民泊を通じて観光需要に対応していくには、事業者等への厳格な対応に加え、優良な事業者を拡大していくことも重要である。
　これらを現行法下において自治体の取組のみで解決するのは困難であることから、下記のとおり要望する。

＜具体的要求内容＞
（１）－①　旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づき、無許可・無届民泊の違法行為を特定するに当たっては、宿泊行為や宿泊料の収受が確認できなくとも、予約サイト等により宿泊客を募集する行為を確認できれば指導等を行えるよう、法令等を見直すこと。
（１）－②　観光庁の登録を受けずに海外で民泊の物件を仲介する、いわゆる違法住宅宿泊予約サイトやＳＮＳを利用した無許可・無届民泊の把握に向け、それらの実態調査を実施し､違法な海外予約サイトへのアクセス抑止を含め、海外当局とも連携し対応を検討すること。また、例えば、令和 10 年度中に導入予定の電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）などを活用して、入国時に水際で無許可・無届民泊への宿泊を防止する仕組みづくりを検討すること。これらについて、国が実施主体となり進めること。
（１）－③　無許可・無届の違法物件の仲介を防ぐため、住宅宿泊仲介業者に対する指導監督を強化するとともに、違法物件の掲載を繰り返すなど、責任を果たさず不適切な運営を継続する仲介業者に対しては厳格に行政処分を行うこと。また、国の持つ住宅宿泊事業法の届出物件及び旅館業法の許可物件の最新情報を住宅宿泊仲介業者にリアルタイムで提供し、住宅宿泊仲介業者が届出又は許可のある物件を迅速かつ確実に確認できる態勢を早急に整備すること。さらに、住宅宿泊仲介業者が無許可・無届の物件に関するウェブサイトへの掲載依頼を受けた場合、その物件の住所並びに依頼を行った事業者名及び連絡先について、国を経由して、当該物件の所在する地域の住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する自治体に情報提供する仕組みを構築すること。
（１）－④　外国人旅行者に対し、住宅宿泊事業法の届出や旅館業法の許可の無い宿泊施設を利用しないよう､多言語で広報するなど適切に周知を図ること。
（１）－⑤　無許可・無届民泊を防止するため、罰則を強化するとともに、無許可・無届営業を繰り返すなどの悪質な事業者の民泊市場への参入を防止するため、こうした事業者を住宅宿泊事業法第４条に基づく欠格事由に加えるとともに、住宅宿泊事業法第 16 条第２項の規定による廃止命令を受けた者を旅館業法第３条第２項の欠格事由に加えるなど、仕組みを見直すこと。
（２）－①　生活環境の悪化を防止するため、住宅宿泊事業法においては、地域の実情に応じて、条例で区域と期間の制限以外の項目についても規制できるようにすること。また、事業者又は管理業者の常駐・近傍配置の義務付けを認めるとともに、旅館業法においても、従業員の常駐義務の再規定や連絡先表示の義務化を行うなど､苦情対応及び緊急時対応の実効性確保を図ること。
（２）－②　施設の適切な運営を促すため、事業者を国内に住所を有するものに限定するなど、住宅宿泊管理業者では十分対処できない場合に、事業者が対

応できる仕組みを検討すること。また、事業者に届出を求める情報（国籍・在留資格等）について、把握の目的・程度・手段を国において明確にして一定の指針を示すこと。

（２）－③　住宅宿泊事業法に基づく届出事務の適正な執行体制の維持に必要な財源の確保に向け、自治体が地域の実情に応じて登録手数料を徴収可能であることや算定方法等を例示した通知を発出すること。

（２）－④　住宅宿泊管理業者の登録について、現行の講習受講に加え、習熟度などを厳格に確認するとともに、地域の実情に応じて再委託の範囲を定めることができる仕組みを検討すること。あわせて、国として指導監督を徹底すること。

（２）－⑤　民泊制度運営システムの更なる活用に向けた利便性の向上や住宅宿泊仲介業者が提供するデータのシステム連携等を通じ、予約・宿泊実績やその始期・終期を正確かつリアルタイムに把握できるようにするなど、更なる改善に取り組むこと。

（２）－⑥　生活環境に関する適切な管理を怠る事業者に対して、各自治体が指導監督を適切に実施できるよう、住宅宿泊事業法における業務停止命令等を発する際の基準を明確化すること。

（３）－①　貸主等が住宅を民泊に使用することを目的として、入居している住民を退去させるためにエレベータを停止するなどの実力行使に及ぶことを防ぐために、貸主等を指導できる仕組みを国の責任において検討すること。

（３）－②　マンションや周辺住民の良好な生活環境を保全するためには、マンション内の住居区画では、営業日数等の制限を受ける住宅宿泊事業法に基づく民泊のみの営業とし、マンション一室ホテルについては、住居区画と分離されることが望ましい。そのため、旅館業法における客室数の最低基準や規模要件を改めて制度化し、住居区画と分離・独立した区画とすることや、まちづくりの仕組みと合わせた総合的方策を検討すること。

（３）－③　民泊における違法行為や生活環境の悪化等の防止、発生時の対応等を自治体が継続的に行えるよう、旅館業法に基づく営業許可を更新制にするとともに、住宅宿泊事業法に基づく事業の実施を、届出制から更新を伴う許可制に改め、不適切な事業者の参入や事業継続を防ぐことができる仕組みとすること。あわせて、民泊行為の位置づけ、事業者が守るべき基準や規制内容、指導監督や違反時の罰則などについて、両法の在り方を含め、国において抜本的な対策を検討すること。

（３）－④　民泊の適正な運営を広げるため、優れた取組を行う事業者にインセンティブを与えることなどについて、国として考え方を示すこと。